

総務大臣裁定に対する異議申立について

前略 日頃はよさこいケーブルネットをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、既に報告させていただいた通り「テレビせとうち（テレビ東京系）」の再放送実現のために、総務大臣に対し「裁定」を申立てておりましたが、平成 23 年 6 月 21 日付けで「香川県・岡山県と土佐市・須崎市の地域関連性が極めて薄いため、テレビせとうちは再放送の同意をしなくてもよい」との裁定が下されました。

この件に関し、土佐市・須崎市の皆様から、叱咤激励を含む多数のご意見をお寄せいただきありがとうございます。改めて、テレビせとうちの再放送への強いご要望があることを確認させていただきました。

弊社としましては、それらのご意見を精査し、また両市の関係各所のご意見を拝聴した上で臨時取締役会を開き、行政不服審査法に基づき総務大臣に対し上記不同意裁定を取り消すように「異議申立」を行うこととし、平成 23 年 7 月 21 日付けで同申立書を提出いたしました。

尚、これまでの交渉経緯・現状の交渉経過及び法解釈等の詳細は、順次弊社ホームページにアップしご報告させていただきます。

当社は、土佐市・須崎市両市民の皆様のケーブルテレビ局として、地域の声を代弁し、放送・通信サービスの質の向上を通じ、地域に貢献してゆく所存ですので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

草々

平成 23 年 7 月 23 日

よさこいケーブルネット株式会社